

議案第54号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第13条関係）	別表（第13条関係）

鳥取市

米子市

倉吉市

岩美郡岩美町

八頭郡八頭町

東伯郡湯梨浜町

東伯郡琴浦町

日野郡日野町

鳥取市

米子市

倉吉市

八頭郡八頭町

東伯郡湯梨浜町

東伯郡琴浦町

日野郡日野町

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前に岩美郡岩美町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。